

博 發 社 版

日本現代文學  
全集

2

福澤諭吉 中江兆民  
岡倉天心 徳宮蘇峰集  
三宅雪嶺



日本現代文學全集・講談社版 2

---

民 兆 江 中 吉 諭 澤 福  
峰 蘇 富 德 心 天 倉 岡  
集  
嶺 雪 宅 三

編 集

伊 藤 整  
龜 井 勝 一 郎  
中 村 光 夫  
平 野 謙  
山 本 健 吉

日本現代文學全集

2

福澤諭吉・中江兆民  
岡倉天心・徳富蘇峰 集  
三宅雪嶺

編集

伊藤 整  
藤井 勝一郎  
村上 光夫  
平野 謙吉  
山本 健吉



昭和44年2月10日 印刷  
昭和44年2月19日 發行

定價 600圓

© KODANSHA 1969

著者

吉民 心 峰 嶺  
諭 兆 天 蘇 雪  
澤 江 倉 富 宅  
福 中 岡 徳 三

發行者 野間省一  
印刷者 北島織衛  
發行所 株式會社 講談社

東京都文京區音羽2-12-21  
電話東京(942)1111(大代表)  
郵便番號 112  
振替東京 3930

印刷 大日本印刷株式會社  
寫眞製版 株式會社 興陽社  
製本 株式會社 大進堂  
製函 株式會社 岡山紙器所  
背皮 株式會社 石井  
表紙クロス 日本クロス工業株式會社  
口繪用紙 日本加工製紙株式會社  
本文用紙 本州製紙株式會社  
函貼用紙 安倍川工業株式會社  
見返し用紙 三菱製紙株式會社  
扉用紙 神崎製紙株式會社

落丁本・亂丁本はお取りかえいたします。

福澤諭吉集 目次

卷頭寫眞

筆 蹟

年 譜……………四二

參考文獻……………四四

中江兆民集 目次

卷頭寫眞

筆 蹟

學問のすゝめ……………七

文明論之概略抄……………六

文字之教

第一文字之教……………三

第二文字之教……………六

三醉人經綸問答……………七

君民共治之說……………二九

平民の目さまし……………三〇

一年有半……………四〇

作品解説……………五四

福澤諭吉入門……………四三

岡倉天心集 目次

作品解説……………三五

中江兆民入門……………四〇四

年譜……………四一八

参考文献……………四三三

美術と社會……………三三六

美術上の急務……………三四〇

作品解説……………三九七

岡倉天心入門……………四〇六

年譜……………四三三

参考文献……………四四三

卷頭寫眞

筆蹟

徳富蘇峰集 目次

東洋の理想……………一七

狩野芳崖……………三九

橋本雅邦翁……………三五

卷頭寫眞

筆蹟

新日本之青年……………三〇五

嗟呼國民之友生れたり……………三〇五

偉大なる國民……………三〇九

社會に於ける思想の三潮流……………三〇九

新日本の詩人……………三一九

作品解説……………三一九

徳富蘇峰入門……………三〇七

年譜……………三一九

参考文献……………三〇三

三宅雪嶺集 目次

卷頭寫眞

筆蹟

眞善美日本人……………三〇九

偽惡醜日本人……………三〇〇

王陽明……………三〇八

作品解説……………三〇〇

三宅雪嶺入門……………三〇九

年譜……………三〇五

参考文献……………三〇四



福澤諭吉集



少由初習伊呂波姓名所記不求  
他如之身——筆中君休為事  
覺了意六 踰 變

# 學問のすゝめ

明治十三年七月三十日

福澤諭吉 記

## 目次

第一編

端書

第二編

端書

人は同等なる事

第三編

國は同等なる事

一身獨立して一國獨立する事

第四編

學者の職分を論ず

附錄

第五編

明治七年一月一日の詞

第六編

國法の貴きを論ず

第七編

國民の職分を論ず

第八編

我心を以て他人の身を制す可らず

第九編

學問の旨を二様に記して中津の舊友に贈る文

第十編

前編の續、中津の舊友に贈る

## 合本學問之勸序

本編は余が讀書の餘暇隨時に記す所にして、明治五年二月第一編を初として同九年十一月第十七編を以て終り、發兌の全數、今日に至るまで凡七十萬冊にして、其中初編は二十萬冊に下らず。之に加ふるに前年は版權の法嚴ならずして偽版の流行盛なりしことなれば、其數も亦十數萬なる可し。假に初編の眞偽版本を合して二十二萬冊とすれば、之を日本の人口三千五百萬に比例して、國民百六十名の中一名は必ず此書を讀たる者なり。古來稀有の發兌にして、亦以て文學の急進の大勢を見るに足る可し。書中所記の論説は隨時急須の爲にする所もあり、又遠く見る所もありて、忽々筆を下だしたるものなれば、每編意味の甚だ近淺なるあらん、又迂濶なるが如きもあらん。今これを合して一本と爲し、一時合本を通讀するときは、或は前後の論脈相通ぜざるに似たるものあるを覺ふ可しと雖ども、少しく心を潜めて其文を外にし其意を玩味せば、論の主義に於ては決して違ふなきを發明す可きのみ。發兌後既に九年を経たり。先進の學者、苟も前の散本を見たるものは固より此合本を讀む可きに非ず。合本は唯今後の進歩の輩の爲にするものなれば、聊か本編の履歴及び其體裁の事を記すこと斯の如し。

## 第十一編

名分を以て偽君子を生ずるの論

## 第十二編

演説の法を勸るの説

人の品行は高尚ならざる可らざるの論

## 第十三編

怨望の人間に害あるを論ず

## 第十四編

心事の棚卸

世話の字の義

## 第十五編

事物を疑て取捨を斷ずる事

## 第十六編

手近く獨立を守る事

心事と働と相當す可きの論

## 第十七編

人望論

## 學問のすゝめ初編

天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと云へり。されば天より人を生ずるには、萬人は萬人皆同じ位にして、生れながら貴賤上下の差別なく、萬物の靈たる身と心との働を以て天地の間にあるよろづの物を資り、以て衣食住の用を達し、自由自在、互に人の妨をなさずして各安樂にこの世を渡らしめ給ふの趣意なり。されども今廣く此人間世界を見渡すに、かしこき人あり、おろかなる人あり、貧しきもあり、富めるもあり、貴人もあり、下人もありて、其

有様雲と泥との相違あるに似たるは何ぞや。其次第甚だ明なり。實語教に、人學ばざれば智なし、智なき者は愚人なりとあり。されば賢人と愚人との別は學ぶと學ばざるに由て出来るものなり。又世の中にむづかしき仕事もあり、やすき仕事もあり。其むづかしき仕事をする者を身分重き人と名づけ、やすき仕事をする者を身分輕き人と云ふ。都て心を用ひ心配する仕事はむづかしくして、手足を用する力役はやすし。故に醫者、學者、政府の役人、又は大なる商賣をする町人、夥多の奉公人を召使ふ大百姓などは、身分重くして貴き者と云ふべし。身分重くして貴ければ自から其家も富で、下々の者より見れば及ぶべからざるやうなれども、其本を尋れば唯其人に學問の力あるとなきとに由て其相違も出來たるのみにて、天より定たる約束にあらず。諺に云く、天は富貴を人に與へずしてこれを其人の働に與る者なりと。されば前にも云へる通り、人は生れながらにして貴賤貧富の別なし。唯學問を勤て物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無學なる者は貧人となり下人となるなり。

學問とは、唯むづかしき字を知り、解し難き古文を讀み、和歌を樂み、詩を作るなど、世上に實のなき文學を云ふにあらず。これ等の文學も自から人の心を悅ばしめ隨分調法なるものなれども、古來世間の儒者和學者などの申すやうさまであがめ貴むべきものにあらず。古來漢學者に世帯持の上手なる者も少く、和歌をよくして商賣に巧者なる町人も稀なり。これがため心ある町人百姓は、其子の學問に出精するを見て、やがて身代を持崩すならんとて親心に心配する者あり。無理ならぬことなり。畢竟其學問の實に遠くして日用の間に合はぬ證據なり。されば今斯る實なき學問は先づ次にし、専ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり。譬へば、いろは四十七文字を習ひ、手紙の文言、帳合の仕方、算盤の稽古、天秤の取扱等を心得、尙又進で學ぶべき簡條は甚多し。地理學とは日本國中は勿論世界萬國の風土道案内なり。究理學とは天地萬物の性質を見て其働を知る學問なり。歴史とは年代記のくはしき者にて萬國古今の有様

を詮索する書物なり。經濟學とは一身一家の世帯より天下の世帯を説きたるものなり。脩身學とは身の行を脩め人に交り此世を渡るべき天然の道理を述べたるものなり。是等の學問をするに、何れも西洋の翻譯書を取調べ、大抵の事は日本の假名にて用を便じ、或は年少にして文才ある者は横文字をも讀ませ、一科一學も實事を押へ、其事に就き其物に従ひ、近く物事の道理を求て今日の用を達すべきなり。右は人間普通の實學にて、人たる者は貴賤上下の區別なく皆悉くたしなむべき心得なれば、此心得ありて後に士農工商各其分を盡し銘々の家業を營み、身も獨立し家も獨立し天下國家も獨立すべきなり。

學問をするには分限を知る事肝要なり。人の天然生れ附は、繋がれず縛られず、一人前の男は男、一人前の女は女にて、自由自在なる者なれども、唯自由自在とのみ唱へて分限を知らざれば我儘放盪に陥ること多し。即ち其分限とは、天の道理に基き人の情に従ひ、他人の妨を爲さずして我一身の自由を達することなり。自由と我儘との界は、他人の妨を爲すと爲さざるとの間にあり。譬へば自分の金銀を費して爲すことなれば、假令ひ酒色に耽り放盪を盡すも自由自在なるべきに似たれども、決して然らず、一人の放盪は諸人の手本となり遂に世間の風俗を亂りて人の教に妨を爲すがゆゑに、其費す所の金銀は其人のものたりとも其罪許すべからず。又自由獨立の事は人の一身に在るのみならず一國の上にもあることなり。我日本は亞細亞洲の東に離れたる一個の島國にて、古來外國と交を結ばず獨り自國の産物のみを衣食して不足と思ひしこともなかりしが、嘉永年中「アメリカ」人渡來せしより外國交易の事始り今日の有様に及びしことにて、開港の後も色々議論多く鎖國攘夷など々やかましく云ひし者もありしかども、其見る所甚だ狭く、諺に云ふ井の底の蛙にて其議論取るに足らず。日本とても西洋諸國とても同じ天地の間にありて、同じ日輪に照らされ、同じ月を眺め、海を共にし、空氣を共にし、情合相同じき人民なれば、こゝに餘るものは彼に渡

し、彼に餘るものは我に取り、互に相教へ互に相學び、恥ることもなく誇ることもなく、互に便利を達し互に其幸を祈り、天理人道に從て互の交を結び、理のためには「アメリカ」の黒奴にも恐入り、道のためには英吉利、亞米利加の軍艦をも恐れず、國の恥辱とありては日本國中の人民一人も残らず命を棄て、國の威光を落さざるこそ、一國の自由獨立と申すべきなり。然るを支那人などの如く、我國より外に國なき如く、外國の人を見ればひとくちに夷狄々々と唱へ、四足にてある畜類のやうにこれを賤しめこれを嫌らひ、自國の力をも計らずして妄に外國人を追捕はんとし、却て其夷狄に窘めらるゝなどの始末は、實に國の分限を知らず、一人の身の上にて云へば天然の自由を達せずして我儘放盪に陥る者と云ふべし。王制一度新なりしより以來、我日本の政風大に改り、外は萬國の公法を以て外國に交り、内は人民に自由獨立の趣旨を示し、既に平民へ苗字乘馬を許せしが如きは開關以來の一美事、士農工商四民の位を一樣にするの基こゝに定りたりと云ふべきなり。されば今より後は日本國中の人民に、生れながら其身に附たる位などと申すは先づなき姿にて、唯其人の才徳と其居處とに由て位もあるものなり。譬へば政府の官吏を粗略にせざるは當然の事なれども、こは其人の身の貴きにあらず、其人の才徳を以て其役義を勤め、國民のために貴き國法を取扱ふがゆゑにこれを貴ぶのみ。人の貴きにあらず、國法の貴きなり。舊幕府の時代、東海道に御茶壺の通行せしは、皆人の知る所なり。其外御用の鷹は人よりも貴く、御用の馬には往來の旅人も路を避る等、都て御用の二字を附れば石にても瓦にても恐ろしく貴きものゝやうに見え、世の中の人も數千百年の古よりこれを嫌ひながら又自然に其仕來に慣れ、上下互に見苦しき風俗を成せしことなれども、畢竟是等は皆法の貴きにもあらず、品物の貴きにもあらず、唯徒に政府の威光を張り人を畏して人の自由を妨げんとする卑怯なる仕方にて、實なき虚威と云ふものなり。今日に至りては最早全日本國內に斯る淺ましき制度風俗は絶てなき筈なれば、人々安心いた

し、かりそめにも政府に對して不平を抱くことあらば、これを包みかくして暗に上を怨むることなく、其路を求め其筋に由り、靜にこれを訴て遠慮なく議論すべし。天理人情にさへ叶ふ事ならば、一命をも抛つて争ふべきなり。是即ち一國人民たる者の分限と申すものなり。

前條に云へる通り、人の一身も一國も、天の道理に基て不羈自由なるものなれば、若し此一國の自由を妨げんとする者あらば世界萬國を敵とするも恐るゝに足らず、此一身の自由を妨げんとする者あらば政府の官吏も憚るに足らず。ましてこのごろは四民同等の基本も立ちしことなれば、何れも安心いたし、唯天理に從て存分に事を爲すべしとは申ながら、凡そ人たる者は夫々の身分あれば、亦其身分に從ひ相應の才徳なかるべからず。身に才徳を備んとするには物事の理を知らざるべからず。物事の理を知らんとするには字を學ばざるべからず。是即ち學問の急務なる譯なり。昨今の有様を見るに、農工商の三民は其身分以前に百倍し、やがて士族と肩を並るの勢に至り、今日にても三民の内に人物あれば政府の上採用せらるべき道既に開けたることなれば、よく其身分を顧み、我身分を重きものと思ひ、卑劣の所行あるべからず。凡そ世の中に無知文盲の民ほど憐むべく亦惡むべきものはあらず。智惠なきの極は恥を知らざるに至り、己が無智を以て貧究に陥り飢寒に迫るときは、己が身を罪せずして妄に傍の富める人を怨み、甚しきは徒黨を結び強訴一揆などとて亂妨に及ぶことあり。恥を知らざるとや云はん、法を恐れずとや云はん。天下の法度を頼て其身の安全を保ち其家の渡世をいたしなから、其頼む所のみを頼て、己が私欲の爲には又これを破る、前後不都合の次第ならずや。或は遇々身本體にして相應の身分ある者も、金錢を貯ることを知りて子孫を教ることを知らず。教へざる子孫なれば其愚なるも亦怪むに足らず。遂には遊惰放蕩に流れ、先祖の家督をも一朝の煙となす者少からず。斯る愚民を支配するには逆も道理を以て諭すべき方便なれば、唯威を以て畏すの

み。西洋の諺に愚民の上に苛き政府ありとはこの事なり。こは政府の苛きにあらず、愚民の自から招く災なり。愚民の上に苛き政府あれば、良民の上には良き政府あるの理なり。故に今我日本國においても此人民ありて此政治あるなり。假に人民の徳義今日よりも衰へて尙無學文盲に沈むことあらば、政府の法も今一段嚴重になるべく、若し又人民皆學問に志して物事の理を知り文明の風に赴くことあらば、政府の法も尙又寛仁大度の場合に及ぶべし。法の苛きと寛やかなるとは、唯人民の徳不徳に由て自から加減あるのみ。人誰か苛政を好て良政を惡む者あらん、誰か本國の富強を祈らざる者あらん、誰か外國の侮を甘んずる者あらん、是即ち人たる者の常の情なり。今の世に生れ報國の心あらん者は、必ずしも身を苦しめ思を焦すほどの心配あるにあらず。唯其大切なる目當は、この人情に基きて先づ一身の行ひを正し、厚く學に志し博く事を知り、銘々の身分に相應すべきほどの智徳を備へて、政府は其政を施すに易く諸民は其支配を受けて苦しみなきやう、互に其所を得て共に全國の太平を護らんとするの一事のみ、今余輩の勸る學問も専らこの一事を以て趣旨とせり。

#### 端 書

此度余輩の故郷中津に學校を開くに付、學問の趣意を記して舊く交りたる同郷の友人へ示さんがため一冊を綴りしかば、或人これを見て云く、この冊子を獨り中津の人へのみ示さんより、廣く世間に布告せば其益も亦廣かるべしとの勸に由り、乃ち慶應義塾の活字版を以てこれを摺り、同志の一覽に供ふるなり。

明治四年末十二月

(明治五年二月出版)

## 學問のすゝめ二編

端 書

學問とは廣き言葉にて、無形の學問もあり、有形の學問もあり。心學、神學、理學等は形なき學問なり。天文、地理、窮理、化學等は形ある學問なり。何れにても皆知識見聞の領分を廣くして、物事の道理を辨へ、人たる者の職分を知ることなり。知識見聞を開くためには、或は人の言を聞き、或は自ら工夫を運らし、或は書物をも讀ざる可らず。故に學問には文字を知ること必用なれども、古來世の人の思ふ如く、唯文字を讀むのみを以て學問とするは大なる心得違なり。文字は學問をするための道具にて、譬へば家を建るに槌鋸の入用なるが如し。槌鋸は普請に缺く可らざるの道具なれども、其道具の名を知るのみにて家を建ることを知らざる者はこれを大工と云ふ可らず。正しくこの譯にて、文字を讀むことのみを知て物事の道理を辨へざる者はこれを學者と云ふ可らず。所謂論語よみの論語しらずとは卽是なり。我邦の古事記は誦誦すれども今日の米の相場を知らざる者は、これを世帯の學問に暗き男と云ふ可し。經書史類の奧義には達したれども商賣の法を心得て正しく取引を爲すこと能はざる者は、これを帳合の學問に拙なき人と云ふ可し。數年の辛苦を嘗め數百の執行金を費して洋學は成業したれども、尙も一個私立の活計を爲し得ざる者は、時勢の學問に疎き人なり。是等の人物は唯これを文字の間屋と云ふ可きのみ。其功能は飯を喰ふ字引に異ならず。國のためには無用の長物、經濟を妨る食客と云て可なり。故に世帯も學問なり、帳合も學問なり、時勢を察するも亦學問なり。

何ぞ必ずしも和漢洋の書を讀むのみを以て學問と云ふの理あらんや。此書の表題は學問のすゝめと名けたれども、決して字を讀むことのみを勸るに非ず。書中に記す所は、西洋の諸書より或は其文を直に譯し或は其意を譯し、形あることにて形なきことにても、一般に人の心得と爲る可き事柄を擧て學問の大趣意を示したるものなり。先きに著したる一冊を初編と爲し、尙其意を擴て此度の二編を綴り、次で三四編にも及ぶ可し。

## 人は同等なる事

初編の首に、人は萬人皆同じ位にて生れながら上下の別なく自由自在云々とあり。今此義を擴て云はん。人の生るゝは天の然らしむる所にて人力に非ず。此人々互に相敬愛して各其職分を盡し互に相妨ることなき所以は、もと同類の人間にして共に一天を與にし共に與に天地の間の造物なればなり。譬へば一家の内にて兄弟相互に睦しくするは、もと同一家の兄弟にして共に一父一母を與にするの大倫あればなり。

故に今人と人との釣合ひを問へば、これを同等と云はざるを得ず。但し其同等とは有様の等しきを云ふに非ず、權理通義の等しきを云ふなり。其有様を論ずるときは、貧富強弱智慧の差あること甚しく、或は大名家族とて御殿に住居し美服美食する者もあり、或は人足とて裏店に借屋して今日の衣食に差支る者もあり、或は才智逞ふして役人と爲り商人と爲りて天下を動かす者もあり、或は智慧分別なくして生涯餉やをこしを賣る者もあり、或は強き相撲取あり、或は弱き御姫様あり、所謂雲と泥との相違なれども、又一方より見て、其人々持前の權理通義を以て論ずるときは、如何にも同等にして一厘一毛の輕重あることなし。即ち其權理通義とは、人々其命を重んじ、其身代所持の物を守り、其面目名譽を大切にすることの大義なり。天の人を生ずるや、これに體と心との働を與へて、人々をして

この通義を遂げしむるの仕掛を設けたるものなれば、何等の事あるも人力を以てこれを害す可らず。大名の命も人足の命も、命の重きは同様なり。豪商百萬兩の金も、飴やをこし四文の錢も、己が物として之を守るの心は同様なり。世の惡しき諺に、泣く子と地頭には叶はずと。又云く、親と主人は無理を云ふものなどゝて、或は人の權理通義をも枉ぐ可きものゝやう唱る者あれども、こは有様と通義とを取違へたる論なり。地頭と百姓とは、有様を異にすれども其權理を異にするに非ず。百姓の身に痛きことは地頭の身に痛き筈なり、地頭の口に甘きものは百姓の口にも甘からん。痛きものを遠ざけ甘きものを取るは人の情欲なり、他の妨を爲さずして達す可きの情を達するは即ち人の權理なり。此權理に至ては地頭も百姓も厘毛の輕重あることなし。唯地頭は富て強く、百姓は貧にして弱きのみ。貧富強弱は人の有様にて固より同じかる可らず。然るに今富強の勢を以て貧弱なる者へ無理を加へんとするは、有様の不同なるが故にとて他の權理を害するにあらずや。これを譬へば力士が我に腕の力ありとて、其力の勢を以て鄰の人の腕を捻り折るが如し。鄰の人の力は固より力士よりも弱かる可けれども、弱ければ弱きまゝにて其腕を用ひ自分の便利を達して差支なき筈なるに、謂れなく力士のために腕を折らるゝは迷惑至極と云ふ可し。

又右の議論を世の中の事に當はめて云はん。舊幕府の時代には士民の區別甚しく、士族は妄に權威を振ひ、百姓町人を取扱ふこと目の下の罪人の如くし、或は切捨御免などの法あり。此法に據れば平民の生命は我生命に非ずして借物に異ならず。百姓町人は由縁もなき士族へ平身低頭し、外に在ては路を避け、内に在て席を譲り、甚しきは自分の家に飼たる馬にも乗られぬ程の不便利を受けたるはけしからぬことならずや。

右は士族と平民と一人づゝ相對したる不公平なれども、政府と人民との間柄に至ては尙これよりも見苦しきことあり。幕府は勿論、三百諸侯の領分にも各小政府を立てゝ、百姓町人を勝手次第に取扱

ひ、或は慈悲に似たることあるも其實は人に持前の權理通義を許すことなくして、實に見るに忍びざること多し。抑も政府と人民との間柄は、前にも云へる如く、唯強弱の有様を異にするのみにて權理の異同あるの理なし。百姓は米を作て人を養ひ、町人は物を賣買して世の便利を達す。是即ち百姓町人の商賣なり。政府は法令を設けて惡人を制し善人を保護す。是即ち政府の商賣なり。この商賣を爲すには莫大の費なれども、政府には米もなく金もなきゆゑ、百姓町人より年貢運上を出して政府の勝手方を賄はんと、双方一致の上相談を取極めたり。是即ち政府と人民との約束なり。故に百姓町人は年貢運上を出して固く國法を守れば、其職分を盡したりと云ふ可し。政府は年貢運上を取て正しく其使拂を立て人民を保護すれば、其職分を盡したりと云ふ可し。双方既に其職分を盡して約束を違ふることなき上は、更に何等の申分もある可らず、各其權理通義を違ふして少しも妨を爲すの理なし。然るに幕府のとき政府のことを御上様と唱へ、御上の御用とあれば馬鹿に威光を振ふのみならず、道中の旅籠までもたゞ喰ひ倒し、川場に錢を拂はず、人足に質銀を與へず、甚しきは旦那が人足をゆすりて酒代を取るに至れり。沙汰の限りと云ふ可し。或は殿様のものずきにて普請をする歟、又は役人の取計にていらざる事を起し、無益に金を費して入用不足すれば、色言葉を飾て年貢を増し御用金を云付け、之を御國恩に報ると云ふ。抑も御國恩とは何事を指すや。百姓町人等が安穩に家業を営み盜賊ひとごろしの心配もなくして渡世するを、政府の御恩と云ふことなる可し。固より斯く安穩に渡世するは政府の法あるがためなれども、法を設て人民を保護するはもと政府の商賣柄にて當然の職分なり。これを御恩と云ふ可らず。政府若し人民に對し其保護を以て御恩とせば、百姓町人は政府に對し其年貢運上を以て御恩と云はん。政府若し人民の公事訴訟を以て御上の御約介と云はゞ、人民も亦云ふ可し、十俵作出したる米の内より五俵の年貢を取らるゝは百姓のために大なる御約介なりと。所謂實言葉に實言葉にて、はてし

もあらず。兎に角に等しく恩のあるものならば、一方より禮を云て一方より禮を云はざるの理はなかる可し。

斯る惡風俗の起りし由縁を尋るに、其本は人間同等の大趣意を誤りて、貧富強弱の有様を惡しき道具に用ひ、政府富強の勢を以て貧弱なる人民の權理通義を妨るの場合に至りたるなり。故に人たる者は常に同位同等の趣意を忘る可らず。人間世界に最も大切なことなり。西洋の言葉にてこれを「レシブロシチ」又は「エクウヨリチ」と云ふ。即ち初編の首に云へる萬人同じ位とはこの事なり。

右は百姓町人に左袒して思ふさまに勢を張れと云ふ議論なれども、又一方より云へば別に論ずることあり。凡そ人を取扱ふには、其相手の人物次第にて自から其法の加減もなかる可らず。元來人民と政府との間柄はもと同一體にて其職分を區別し、政府は人民の名代と爲りて法を施し、人民は必ず此法を守る可しと、固く約束したるものなり。譬へば今、日本國中にて明治の年號を奉ずる者は、今の政府の法に従ふ可しと條約を結びたる人民なり。故に一度び國法と定りたることは、假令たとひ或は人民一個のために不便利あるも、其改革まではこれを動かすを得ず。小心冀々謹で守らざる可らず。是即ち人民の職分なり。然るに無學文盲、理非の理の字も知らず、身に覺えたる藝は飲食と寝ると起るとのみ、其無學のくせに慾は深く、目の前に人を欺て巧に政府の法を通れ、國法の何物たるを知らず、己が職分の何物たるを知らず、子をばよく生めども其子を教ふるの道を知らず、所謂恥も法も知らざる馬鹿者にて、其子孫繁昌すれば一國の益は爲さずして却て害を爲す者なきに非ず。斯る馬鹿者を取扱ふには、逆も道理を以てす可らず、不本意ながら力を以て威し、一時の大害を鎮むるより外に方便あることなし。是即ち世に暴政府のある所以なり。獨我舊幕府のみならず、亞細亞諸國古來皆然り。されば一國の暴政は必ずしも暴君暴吏の所爲のみに非ず、其實は人民の無智を以て自から招く禍なり。他人にけしかけられて暗殺を企る者あり、新法を誤解して一揆を起す者あり、強訴を名として

金持の家を毀ち酒を飲み錢を盜む者あり。其舉動は殆ど人間の所業と思はれず。斯る賊民を取扱ふには、釋迦も孔子も銘案なきは必定、是非とも苛刻の政を行ふことなるべし。故に云く、人民若し暴政を避けんと欲せば、速に學問に志し自から才徳を高くして、政府と相對し同位同等の地位に登らざる可らず。是即ち余輩の勸る學問の趣意なり。

(明治六年十一月出版)

## 學問のすゝめ三編

### 國は同等なる事

凡そ人とさへ名あれば、富めるも貧しきも強きも弱きも人民も政府も其權義に於て異なるなしとのことは、第二編に記せり。二編にある權理通義の四字を略して、こゝには唯權義と記したる。何れも英語の「ライイト」と云ふ字に當る。今この義を擴て國と國との間柄を論ぜん。國とは人の集りたるものにて、日本國は日本人の集りたるものなり、英國は英國人の集りたるものなり。日本人も英國人も等しく天地の間の人なれば、互に其權義を妨るの理なし。一人が一人に向て害を加ふるの理なくば、二人が二人に向て害を加ふるの理もなかる可し。百萬人も千萬人も同様のわけにて、物事の道理は人數の多少に由て變ず可らず。今世界中を見渡すに、文明開化として文字も武備も盛んにして富強なる國あり。或は蠻野未開とて文武ともに不行届にして貧弱な國あり。一般に歐羅巴、亞米利加の諸國は富で強く、亞細亞、阿非利加の諸國は貧にして弱し。されどもこの貧富強弱は國の有様なれば、固より同じかる可らず。然るに今自國の富強なる勢を以て貧弱なる國へ無理を加へんとするは、所謂力士



が腕の力を以て病人の腕を握り折るに異ならず、國の權義に於て許す可らざるることなり。近くは我日本國にても、今日の有様にては西洋諸國の富強に及ばざる所あれども、一國の權義に於ては厘毛の輕重あることなし。道理に戻りて曲を蒙るの日に至ては、世界中を敵にするも恐るゝに足らず。初編第六葉にも云へる如く、日本國中の人民一人も残らず命を棄て、國の威光を落さずとはこの場合なり。加之貧富強弱の有様は天然の約束に非ず、人の勉と不勉とに由て移り變る可きものにて、今日之の愚人も明日は智者と爲る可く、昔年の富強も今世の貧弱と爲る可し。古今其例少なからず。我日本國人も今より學問に志し氣力を慥にして先づ一身の獨立を謀り、隨て一國の富強を致すことあらば、何ぞ西洋人の力を恐るゝに足らん。道理あるものはこれに交り、道理なきものはこれを打拂はんのみ。一身獨立して一國獨立するとは此事なり。

### 一身獨立して一國獨立する事

前條に云へる如く、國と國とは同等なれども、國中の人民に獨立の氣力なきときは一國獨立の權義を伸ること能はず。其次第三箇條あり。

第一條 獨立の氣力なき者は國を思ふこと深切ならず。

獨立とは自分にて自分の身を支配し他に依りすがることなきを云ふ。自から物事の是非を辨別して處置を誤ることなき者は、他人の智恵に依らざる獨立なり。自から心身を勞して私立の活計を爲す者は、他人の財に依らざる獨立なり。人々この獨立の心なくして唯他人の力に依りすがらんとのみせば、全國の人は皆依りすがる人のみにてこれを引受る者はなかる可し。これを譬へば盲人の行列に手引なきが如し、甚だ不都合ならずや。或人云く、民はこれに由らしむ可しこれを知らしむ可らず、世の中は目くら千人目あき千人なれば、智者上に在て諸民を支配し上の意に従はしめて可なりと。此議

論は孔子様の流儀なれども、其實は大に非なり。一國中に人を支配するほどの才徳を備る者は千人の内一人に過ぎず、假にこゝに人口百萬人の國あらん、此内千人は智者にして九十九萬餘の者は無智の小民ならん。智者の才徳を以て此小民を支配し、或は子の如くして愛し、或は羊の如くして養ひ、或は威し或は撫し、恩威共に行はれて其向ふ所を示すことあらば、小民も識らず知らずして上の命に従ひ、盜賊、人ごろしの沙汰もなく、國內安穩に治まることある可けれども、もと此國の人民、主客の二様に分れ、主人たる者は千人の智者にて、よきやうに國を支配し、其餘の者は悉皆何も知らざる客分なり。既に客分とあれば固より心配も少なく、唯主人にのみ依りすがりて身に引受ることなきゆゑ、國を患ふことも主人の如くならざるは必然、實に水くさき有様なり。國內の事なれば兎も角もなれども、一旦外國と戰爭などの事あらば其不都合なること思ひ見る可し。無智無力の小民等、戈を倒にすることも無かる可けれども、我々は客分のことなるゆゑ一命を棄るは過分なりとて逃げ走る者多かる可し。さすれば此國の人口、名は百萬人なれども、國を守るの一段に至ては其人數甚だ少なく、迎も一國の獨立は叶ひ難きなり。

右の次第に付、外國に對して我國を守らんには自由獨立の氣風を全國に充滿せしめ、國中の人々貴賤上下の別なく、其國を自分の身の上に引受け、智者も愚者も目くらも目あきも、各其人たるの分を盡さざる可らず。英人は英國を以て我本國と思ひ、日本人は日本國を以て我本國と思ひ、其本國の土地は他人の土地に非ず我國人の土地なれば、本國のためを思ふこと我家を思ふが如くし、國のためには財を失ふのみならず、一命をも抛て惜むに足らず。是即ち祖國の大義なり。固より國の政を爲す者は政府にて、其支配を受ける者は人民なれども、こは唯便利のために双方の持場を分ちたるのみ。一國全體の面目に拘はるるに至ては、人民の職分として政府のみに國を預け置き傍よりこれを見物するの理あらんや。既に日本國の誰、英國の誰と、其姓名の肩書に國の名あれば、其國に住居し起居